

「北東アジア非核兵器地帯条約」 東アジアの新秩序への重要な一歩
まず、めざすのは核兵器の「使用の禁止」
最終目標の「朝鮮半島の完全非核化」への有効な一手

新妻義輔（常任世話人）

非核の政府を求める京都の会が、2019年度の運動方針の重要な柱として「北東アジア非核地帯条約」のキャンペーンを2018年度につづいて打ち出しました。1948年に朝鮮半島に南北分断国家が生まれて71年のいま、ようやく敵対から共存へと転換する大きな国際的潮流がうねりはじめました。今後も紆余曲折は予想されますが、日本にとっても新しい未来像をもって北東アジアでの新たな国際秩序をつくり上げるまたとない機会です。唯一の被爆国という特別な地位と役割をもっている日本が、「北東アジアの非核化」の問題がどう進むかを左右する鍵となる、と考えています。

「敵対」から「共存」へ 北東アジアに大きな変化

米朝が言葉を極めて相手を脅し、軍事的緊張が戦争へ転がり落ちかねない危機が、2018年に大きく転換しました。南北首脳会談を重ね、敵対装置の撤去、さまざまなレベルでの対話・交流の手段の復活などが実現。さらに、2018年6月、シンガポールで史上初の米朝首脳会談が行われ、「朝鮮半島の非核化」と「米国による安全の保証」がキーワードになりました。

トランプ米大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長の第2回首脳会談は2019年2月27、28日、ベトナムの首都ハノイで開かれたが、北朝鮮の完全非核化に向けて具体的措置と米国の見返り措置を巡る隔たりが埋まらず、「合意せず」で終わりました。しかし、米朝とも対話による解決という道筋をひらいてこうという意思は示しています。北東アジアにはいろいろな難しい問題があり、行ったり来たりを繰り返していますが、全体の流れとしては大きな変化が起こっています。

核兵器の「使用の禁止」 「過程としての非核化」

非核の会・京都が提唱している「北東アジア非核地帯条約」は、南北朝鮮・日本の3カ国の間で核兵器を持たないことを約束し、加えてアメリカ・ロシア・中国などの核兵器保有国に、北東アジアでの核兵器の「使用の禁止」だけを求めるものです。

すでに核兵器を持った国々が核に関連するあらゆる装置と物資を完全に廃棄するのは、技術的な問題を含めて簡単ではありません。

しかし、「非核化・核廃絶」だけを強調しても実現できません。「完全非核化」に進む唯一の現実的な道は実現しやすい、つまり一段低い段階を通過することです。核兵器の「使用の禁止」といった「過程としての非核化」は重要な一歩であり、「非核化」が不可逆的な完全非核化の段階に入っていく大きな転換点になる可能性は十分、あります。

このような条約の締結は実はすでにラテンアメリカ、中央アジア、東南アジアなどで実現し、まだ締結していないのは中東地域と北東アジアを残すのみとなっています。

「核兵器禁止条約」は追い風

史上初めての「核兵器禁止条約」が2017年7月7日に、国連で122カ国の賛成で採択されました。すでに70カ国が署名、22カ国が批准しました。批准国が50カ国に達した時、禁止条約は発効します。注目すべきことは、この条約の採択に賛同した122カ国の大半が、かつての旧植民地・従属国です。逆に、その成立に立ちはだかったのが、旧植民地領有国であり、核兵器所有国であり、その追随諸国でした。

この核兵器禁止条約は「北東アジア非核地帯条約」の追い風であり、ともに「非核の世界」を切り拓く「鍵」なのです。

(元朝日新聞大阪本社編集局長)